

議案第 37 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理職手当」の次に「，初任給調整手当」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項，第3項，第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては，規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）に12を乗じ，その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもの（第23条において「年間勤務時間数」という。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が，その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには，採用の日から規則で定める日までの間，初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は，規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で，同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには，規則の定めるところにより，前2項の規定に準じて，初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか，初任給調整手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

第15条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間」を

「支給単位期間」に、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、「で規則で定める額」の次に「(以下この号において「原動機加算額」という。)」を加え、同号ただし書中「本文に規定する規則で定める額」を「原動機加算額」に改め、同号アからスまでを削り、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

第23条中「及びこれ」を「,これ」に改め、「の月額」の次に「及び初任給調整手当の月額」を加え、「1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもの」を「年間勤務時間数」に改める。

(ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成6年条例第118号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「,初任給調整手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「,初任給調整手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第7条の2 給与条例第11条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第7条第1項」とあるのは「ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第9号)第5条第2項」と、「同条第2項,第3項,第5項及び第6項」とあるのは「同条例第6条」と、「第13条」とあるのは「同条例第8条において準用する第13条」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間

に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもの（第23条において「年間勤務時間数」という。））」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの」と読み替えるものとする。

第9条第2項第2号中「次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、支給単位期間」を「支給単位期間」に、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

第16条中「及びこれ」を「, これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び初任給調整手当の月額」を加える。

第20条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（パートタイム会計年度任用職員の報酬）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第20条の2 前条第3項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第11条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第27条各号中「計算して得た額」の次に「（第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）」を加える。

第32条第3項中「月」の次に「（当該月に費用弁償を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加える。

（ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第4条 ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び管理職手当」を「, 管理職手当及び初任給調整手当」に改め

る。

(ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「平成6年条例第35号)」の次に「第11条の2に規定する初任給調整手当, 同条例」を加える。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第6条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

付則第29項中「第9条の規定による改正後の」を削る。

付則第30項中「第11条の規定による改正後の」を削り, 「改正後の給与条例」を「給与条例」に改める。

付則第31項, 第33項及び第34項の規定中「改正後の給与条例」を「給与条例」に改める。

付則第35項中「改正後の給与条例第26条第2項」を「給与条例第11条の2第1項, 第26条第2項」に改める。

付則第36項中「改正後の給与条例」を「給与条例」に改める。

付則第37項中「第13条の規定による改正後の」を削る。

付 則

この条例は, 令和8年4月1日から施行する。

旧	新	備考
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、災害派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>初任給調整手当</u>)</p> <p><u>第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもの（第23条において「年間勤務時間数」という。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との</u></p>	

旧	新	備考
<p>(扶養手当) 第12条 略</p> <p>(通勤手当) 第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員（以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。）にあっては、当該額に3,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算して得た額）。</u>ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（これらの職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）並びに第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、本文に規定する額から、本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては、当該額から<u>本文に規定する規則で定める額を除いた額</u>）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である</u></p>	<p><u>差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(扶養手当) 第12条 略</p> <p>(通勤手当) 第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員（以下この号において「原動機付交通用具使用職員」という。）にあっては、当該額に3,000円を超えない範囲内で規則で定める額（以下この号において「原動機加算額」という。）を加算して得た額）。</u>ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（これらの職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）並びに第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあっては、本文に規定する額から、本文に規定する額（原動機付交通用具使用職員にあっては、当該額から<u>原動機加算額を除いた額</u>）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p>	

旧	新	備考
<p>職員 4, 200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円</p> <p>円</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>7～9 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p>7～9 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	

旧	新	備考
<p>第23条 第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>第23条 第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間勤務時間数で除して得た額とする。</p>	

ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p><u>第4条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p>	

旧	新	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員等の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は給料，地域手当，通勤手当，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当及び勤勉手当とし，パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬，期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は，次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員等の給与)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は給料，<u>初任給調整手当</u>，地域手当，通勤手当，在宅勤務等手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当及び勤勉手当とし，パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬，期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)</u></p> <p><u>第7条の2 給与条例第11条の2の規定は，フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第1項中「第7条第1項」とあるのは「ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）第5条第2項」と，「同条第2項，第3項，第5項及び第6項」とあるのは「同条例第6条」と，「第13条」とあるのは「同条例第8条において準用する第13条」と，「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第10条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもの（第23条において「年間勤務時間数」という。）」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 通勤手当の額は，次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p>	

旧	新	備考
<p>(2) 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 <u>次に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該額から、当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 10,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 13,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 22,800円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 25,900円</u></p> <p>コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 29,100円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 32,300円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満であるフルタイム会計年度任用職員 35,500円</u></p>	<p>(2) 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項第2号に該当するフルタイム会計年度任用職員 <u>支給単位期間につき、38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（次条の規定により準用する給与条例第16条の2の規定により在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該額から、当該額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	

旧	新	備考
<p data-bbox="241 181 1075 252"><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上であるフルタイム会計年度任用職員 38,700円</u></p> <p data-bbox="170 261 286 288">(3) 略</p> <p data-bbox="129 301 1075 371">3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p data-bbox="129 461 259 488">4～6 略</p> <p data-bbox="170 539 965 566">（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p data-bbox="129 579 1075 809">第16条 第11条、第12条の規定により準用する給与条例第19条、第13条の規定により準用する給与条例第20条及び第14条の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p data-bbox="170 860 645 887">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p data-bbox="129 900 286 927">第20条 略</p>	<p data-bbox="1131 261 1247 288">(3) 略</p> <p data-bbox="1090 301 2040 451">3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p data-bbox="1090 461 1220 488">4～6 略</p> <p data-bbox="1131 539 1926 566">（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p data-bbox="1090 579 2040 809">第16条 第11条、第12条の規定により準用する給与条例第19条、第13条の規定により準用する給与条例第20条及び第14条の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p data-bbox="1131 860 1606 887">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p data-bbox="1090 900 1247 927">第20条 略</p> <p data-bbox="1090 940 2040 1289"><u>第20条の2 前条第3項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第11条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。</u></p> <p data-bbox="1131 1302 2040 1370"><u>(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額</u></p> <p data-bbox="1131 1383 2040 1450"><u>(2) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額</u></p>	

旧	新	備考
<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第21条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第27条 第22条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 時間額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通勤に係る費用弁償は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第21条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第27条 第22条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額 <u>(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)</u> に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 時間額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額 <u>(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通勤に係る費用弁償は、支給単位期間に係る最初の月 <u>(当該月に費用弁償を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)</u> の規則で定める日に支給する。</p> <p>4 略</p>	

ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(修学部分休業又は高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第4条 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業又は高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第4条 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、<u>管理職手当及び初任給調整手当</u>の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第5条 減給は、1日以上1年以下の期間について、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）第13条に規定する地域手当、同条例第17条に規定する特殊勤務手当、同条例第19条に規定する時間外勤務手当、同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）。以下同じ。）の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第5条 減給は、1日以上1年以下の期間について、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）<u>第11条の2に規定する初任給調整手当</u>、同条例第13条に規定する地域手当、同条例第17条に規定する特殊勤務手当、同条例第19条に規定する時間外勤務手当、同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）。以下同じ。）の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	

旧	新	備考
<p>付 則 （ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 9 暫定再任用短時間勤務職員（付則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、<u>第9条の規定による改正後の</u>ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p> <p>（ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 0 <u>第11条の規定による改正後の</u>ひたちなか市職員の給与に関する条例（以下「<u>改正後の給与条例</u>」という。）付則第6項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 1 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>改正後の給与条例</u>第7条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（付則第33項から第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される<u>改正後の給与条例</u>第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3 2 略</p> <p>3 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>改正後の給与条例</u>第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>改正後の給与条例</u>第15条第2項第2号及び第19条第2項の規定を適</p>	<p>付 則 （ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 9 暫定再任用短時間勤務職員（付則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p> <p>（ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 0 ひたちなか市職員の給与に関する条例（以下「<u>給与条例</u>」という。）付則第6項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 1 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が<u>給与条例</u>第7条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（付則第33項から第35項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される<u>給与条例</u>第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3 2 略</p> <p>3 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>給与条例</u>第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第15条第2項第2号及び第19条第2項の規定を適用する。</p>	

旧	新	備考
<p>用する。</p> <p>35 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>改正後の給与条例第26条第2項及び第27条第3項の規定を適用する。</u></p> <p>36 <u>改正後の給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第26号）付則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）</u>」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>（ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>37 暫定再任用職員は、<u>第13条の規定による改正後のひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>	<p>35 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例第11条の2第1項、第26条第2項及び第27条第3項の規定を適用する。</u></p> <p>36 <u>給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年条例第26号）付則第8項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）</u>」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>（ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>37 暫定再任用職員は、ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p>	